

医療情報突合・縦覧点検業務仕様書

1 委託業務名

医療情報突合・縦覧点検業務

2 委託業務の目的

本業務は、第医療情報突合及び縦覧点検を行うことにより、介護報酬の適正な給付を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 委託業務の内容

本業務は、熊本県第5期介護給付適正化プログラム及び令和5年度玉名市介護給付適正化事業取組方針に基づき、以下の業務を実施することとする。

医療情報突合・縦覧点検業務

介護給付費等費用適正化業務のうち、医療情報突合及び縦覧点検を行うことにより、介護報酬の適正な給付を図ることを目的とし、以下の業務を行う。

① 医療情報との突合業務及び縦覧点検業務

点検期間：1年間

点検帳票：令和5年1月～令和5年12月に国保連から受領した帳票

（【表1】参照）

その他：【表1】に記載した帳票のほか、業務に必要となる帳票・データの提案については、受託者が行うこととし、それに基づいた資料準備は、本市と受託者が共同で実施する。

【表1】

番号	種類	帳票内容
1(X01)	縦覧	算定期間回数制限縦覧チェック
2(X02)	縦覧	重複請求縦覧チェック一覧表
3(X03)	縦覧	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
4(X16)	縦覧	単独請求明細書における準受け付け審査チェック一覧表
5(X05)	縦覧	要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表
5(X06)	縦覧	入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表
7(X12)	縦覧	居宅介護支援再請求等状況一覧表
8(X11)	縦覧	月途中要介護状態変更受給者一覧表
9	突合	医療給付情報突合リスト(後期高齢者医療分)
10	突合	医療給付情報突合リスト(国保分)

11 (X14)	その他	軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表
12	その他	中山間地域等提供加算・独居高齢者加算算定受給者一覧表
13	その他	認定調査状況と利用サービス不一致一覧表

5 報告書の作成及び成果品

(1) 業務実施に伴い、課題の共有、改善策の検討を図るため以下の報告書を作成し、必要に応じて実施報告を行う。

① 中間報告書（業務の実施状況と、現状と課題について検証を踏まえた報告書）

② 完了報告書（業務全体について検証を踏まえた報告書）

(2) 業務完了時における成果品

完了報告書（PDF 形式による原稿、CD-R 1 部）

6 その他、上記業務実施に必要な事項

本業務実施に伴い必要な事項については、玉名市高齢介護課と協議の上実施する。

7 注意事項

(1) 法令等の順守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解して行う。

(2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3) 連絡・指示・報告

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務を円滑に進めるための事前打ち合わせを行い、委託者の指示に従うこと。また、業務の進捗状況に応じて、委託者に報告を行わなければならない。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は、文書でその旨を通知し、委託者の承諾を受けなければならない。

(5) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

① 受託者は、本業務で知りえた内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は、本市が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6) 調査データの保護

① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

② 再委託する場合には、個人情報や調査内容等の保護については、受託者が責任を持って管理すること。

③ 受託者は、業務委託契約終了後はデータを返却すること。

(7) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と委託者とで協議を行うこととする。